

○多古町狩猟免許取得促進事業補助金交付要綱

令和4年3月31日

告示第14号

(目的)

第1条 この告示は、有害鳥獣による農作物の被害を防止するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第39条第2項に規定するわな猟免許を取得する者に対し、多古町補助金等交付規則(昭和39年多古町規則第1号)及びこの告示に基づき、当該年度の予算の範囲内において多古町狩猟免許取得促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、有害鳥獣捕獲の担い手を確保し、有害鳥獣対策の体制強化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 当該年度内に新規でわな猟免許を取得した者
- (3) 町が行う有害鳥獣を捕獲する事業の従事者又は従事者になろうとする者
- (4) 町税等の滞納がない者

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、狩猟免許試験を受験した日の属する年度の3月31日までに、多古町狩猟免許取得促進事業補助金交付申請書兼実績報告書(別記第1号様式)に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の申請を受理したときは、これを審査して補助金の交付の可否を決定及び交付額を確定し、その結果を多古町狩猟免許取得促進事業補助金交付決定兼交付額確定(不交付決定)通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第6条 前条の規定により、補助金の交付決定及び交付額の確定を受けた補助対象者(以下「交付決定者」という。)が補助金の交付を請求するときは、多古町狩猟免許取得促進事業補助金交付請求書(別記第3号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第7条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、多古町狩猟免許取得促進事業補助金交付決定取消通知書(別記第4号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 町長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助金を返還させることができる。

2 町長は、前項の規定により補助金を返還させようとするときは、多古町狩猟免許取得促進事業補助金返還請求通知書(別記第5号様式)により、補助金を返還すべき者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、町長が定める期日までに補助金を町長に返還しなければならない。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年9月4日告示第82号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象経費	補助限度額
わな猟免許の新規取得に要した初心者狩猟講習会受講料	10,000円
狩猟免許試験申請費用	5,200円